

令和8年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第1回総会

日時 令和8年1月23日（金）午前9時00分

会場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

欠席委員

14番 高橋博

事務局

事務局長 渡邊健一	事務局長補佐（総括） 高子英晴
事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広	農地係主任 土田修
農地係主任 芳賀遼太郎	総務係主任 清野倫

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地の用途変更について

議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について

開会 午前 8時57分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、8番氏家委員、10番大泉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですが、事務局からありませんか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第1号、議第2号の議案について一括上程します。

(1) 議第1号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号 「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」

以上、議第1号、議第2号を一括上程いたします。

木村議長 次に、議事参与の制限ですが、議第2号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、私18番木村、1番山田委員、2番影沢委員、3番後藤委員、6番郷野委員、9番安孫子委員、11番鈴木委員、13番芳賀委員、14番高橋委員の9名が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る1月16日に開催されました事前審査会の報告を行い

ます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。

なお、現地調査の案件はありませんでした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については20分程度としまして、9時25分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時25分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。

木村議長

はい、山田委員。

山田委員

1番、山田です。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4ページをご覧ください。順位1番から4番については1月11日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

申請場所は、県道皿沼河北線沿いにあります、武田青果より東へ進んだところになります。この農地には加温ハウスのさくらんぼ紅王がY字栽培で植栽されております。昨年度まで地図の赤になっている土地でさくらんぼの畑の賃借権が設定されていましたが、譲渡人が高齢のため経営面積の縮小の事由により、このたび所有権移転の手続きとなっております。当日、譲受人の庄和農園の会長に現地にて立ち合いいただき、この農地の境界や、さくらんぼ園の取り組みについて説明を受けてまいりました。地図にも示しておりますとおり、譲受人のさくらんぼ園と隣接していることにより、引き続き自作地として面積の拡大を図ることから、何ら問題ないと確認したところであります。

事前審査会、本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位2番。

(議案書順位2番朗読)

場所は、西根にある農協のガソリンスタンドを北に向かいまして、途中、西根宝集落へ入る手前の農道のところにあります。この現況につきましては、2筆であります。水田と畑となっております。譲渡人は高齢で後継者もないことから、所有権移転の申請となっております。譲受人のビー・エム・

エフは水稲作付けの規模拡大を図ることから、地図で示していますとおりの青い部分でビー・エム・エフが水稲作付けを行っておりますので、距離が近いということも踏まえて、申請どおりであれば何ら問題ないということで確認してまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
続きまして、順位 3 番。

(議案書順位 3 番朗読)

場所は、先ほどの順位 2 番の畑の間の農地で、現在この農地は、雨よけハウスが設置されたさくらんぼ園となっております。譲渡人は後継者がいないことから所有権移転の手続きとなっておりますけれども、譲受人のビー・エム・エフにおいては、以前取得しました日田のさくらんぼの農地も含め、さらなるさくらんぼ生産の拡大を目指しているのではないかとということで判断をしてまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。
続きまして、順位 4 番。

(議案書順位 4 番朗読)

場所は、ホテルシンフォニーから西へ進んで、その先八幡原第 2 公園の西隣になります。現在も周りは住宅地ですが、農地として雨よけテントが設置してありまして、さくらんぼや柿、ぶどうが植栽されております。申請書の内容を見ますと、野菜の作付け予定になっておりまして、今後雨よけ、パイプの撤去、さらには木の伐採・伐根をして整地する予定ではないかとということで確認をしてきたところであります。申請どおりであれば問題ないということで、農業委員・推進委

員で確認してまいりました。

事前審査会、地区審査でも異議ございませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位1番から4番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第2号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、私18番木村、1番山田委員、2番影沢委員、3番後藤委員、6番郷野委員、9番安孫子委員、11番鈴木委員、13番芳賀委員、14番高橋委員の9名が関係委員になっております。農業委員会等に関する法律第5条第5号及び農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、関係委員は退席します。

(関係委員退出) (議長交代)

片桐会長職務代理者 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めます。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、原田委員。

原田委員 12番、原田です。

議第2号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出について」、6ページからになります。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。
続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、西尾委員。

西尾委員 4番、西尾です。6ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。
続いて、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、奥山委員。

奥山委員

15番、奥山です。22ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。

片桐会長職務代理者

はい、猪倉委員。

猪倉委員

7番、猪倉です。6ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。

眞木委員 はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、眞木委員。

眞木委員 5番、眞木です。6ページをご覧ください。

(議案書朗読、地区審査報告)

農地中間管理事業案件について、いずれの計画案も地区の担い手等に貸し出すためのものであり、地域計画の達成に資すると判断しました。

地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

片桐会長職務代理者 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。

また、法第19条第3項に基づく農業委員会の意見の決定は予め会長から専決を頂いております。

以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、
発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

片桐会長職務代理者 意見がないようですので、採決いたします。

議第2号「農用地利用集積等促進計画の案の作成及び提出
について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求
めます。

(全員挙手)

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第2号は、原案のとおり決定しました。
議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者 関係委員に申しあげます。

議第2号は原案のとおり決定したことを報告します。

片桐会長職務代理者 議長を木村会長と交代します。

(議長交代)

木村議長 これで、本日上程された議案については、全て議決されま
した。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前9時56分

令和8年1月23日

第1回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 8番委員.....氏家理香.....

議事録署名委員 10番委員.....大泉孝彦.....